

# 覚書

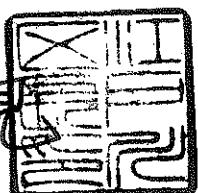
国立大学法人弘前大学、江戸川区農業経営者クラブ、  
江戸川花卉園芸組合、江戸川区役所は、えどがわ産農  
産物ブランド化支援事業を別紙のとおり相互に連携を  
とりながら、運営・推進し、研究協力することを確認  
し、ここに覚書を交わす。

平成18年4月21日

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区長

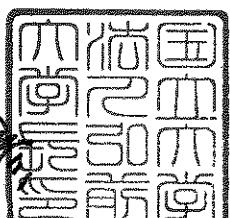
多田正見



青森県弘前市文京町1

国立大学法人弘前大学長

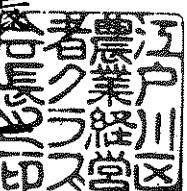
遠藤正



東京都江戸川区春江町2-16-19

江戸川区農業経営者クラブ会長

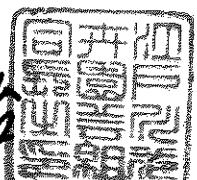
石川善一



東京都江戸川区鹿骨1-5-13

江戸川花卉園芸組合長

稻元善治



## 「えどがわ農業産学公プロジェクト」事業に関する覚書

江戸川区役所（以下、甲とする）、国立大学法人弘前大学（以下、乙とする）、江戸川区農業経営者クラブ（以下、丙とする）、江戸川花卉園芸組合（以下、丁とする）は、甲が実施するえどがわ産農産物ブランド化支援事業において、相互に連携をとりながら、その目的を達成するよう努力する。

### 1 事業の対象

乙に委託する研究に対して、甲・丙・丁が支援・協力する。

### 2 各主体の役割

甲	えどがわ産農産物ブランド化支援事業の運営・推進
乙	えどがわ産農産物ブランド化事業への研究協力
丙・丁	えどがわ産農産物ブランド化事業の実施

### 3 期間

本覚え書き締結より平成19年3月31日までとする。  
ただし、甲・乙・丙及び丁から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。

### 4 費用

本事業への研究協力に伴う経費は、別途甲と乙が締結する共同研究契約により、甲が負担するものとする。

### 5 発表

本事業の成果については、報告会を行うとともに、ホームページ等で公表する。

### 6 協議会の設置

この事業の円滑な実施を図るために、甲・乙・丙・丁は協議会を設置し、隨時協議する。